

大和市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第2項の規定により令和6年1月4日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和6年1月4日

大和市長 古谷田 力

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
下鶴間235号	下鶴間字乙二号 1836番11	下鶴間字乙二号 1836番11	m 4.01 ~4.40	m 40.99
南林間212号	南林間九丁目 3759番1	南林間九丁目 3759番1	m 4.00	m 91.47
深見台69号	深見台三丁目 1156番5	深見台三丁目 1156番5	m 5.01 ~5.02	m 39.97
福田216号	福田五丁目 10番25	福田五丁目 10番24	m 4.51	m 46.92
下和田90号	下和田字上ノ原 1238番1	下和田字上ノ原 1238番1	m 4.00 ~4.01	m 77.91
下福田364号	福田字甲七ノ区 1673番1	福田字甲七ノ区 1673番1	m 4.50	m 61.12